

AED運搬支援システム『AED GO』



大津市消防局
You Tube
チャンネル



よくあるご質問

■ ボランティア登録

Q. 救命ボランティアの登録は誰でもできますか？

A. 誰でも登録可能で資格等は必要なく、スマートフォンがあれば登録できます。また、個人情報取得しないアプリとなっていますので、ニックネームをご登録ください。

■ 運用ルール

Q. 協力要請は遠方にいても通知されますか？ 時間設定ができますか？

A. 事案発生場所周辺におられる方に通知します。現在、事案発生場所を中心に半径1200mに設定しています。電話通知の設定は、7時から22時まで限定することができます。

Q. 一般住宅にAEDを持って行くこともありますか？

A. 一般住宅については、プライバシー保護の観点から要請しません。屋外や公共施設での心肺停止を疑う救急事案で、周囲の安全が確認できた場合に要請します。

■ AEDの搬送

Q. AEDを受け取る際、何と云えばいいのですか？

A. AED GOの要請を受けてAEDを借りに来た旨をお伝えください。また、アプリ内に掲載されている「救助者証明書」を提示いただくことで、証明となります。「救助者証明書」の提示については、アプリ内のヘルプをご確認下さい。

Q. 使用したAEDは誰が返却するのですか？

A. 救急隊または消防隊が返却しますので、AEDを借用した施設をお伝えください。

■ かけつけ・現場での活動

Q. AEDの場所より現場の方が近い場合は、現場へ駆けつけてもいいですか？

A. はい、迅速な心肺蘇生法も救命には欠かせませんので、ご協力をお願いします。

Q. AEDを持参しましたが、先にAEDが使用されていました。救急隊の到着はまだのようですが、私は何をすればいいですか？

A. 現場の方と協力して応急手当にご協力をお願いします。傷病者に意識がある場合等、応急手当が不要な場合は、安全を確保して救急隊到着までお待ちください。

■ 活動に関する不安

Q. 救命要請に回答したけど、付近にAEDがありません。どうしたらいいですか？

A. 心肺停止現場では多くの人の力が必要です。現場に駆けつけ、心肺蘇生法の実施や救急車の誘導等をお願いします。

■ けが・補償

Q. AED GOの要請で活動中にケガなどを負った場合、どうすればいいですか？

A. まず周囲が安全な所に移動し、必要に応じて救急車の要請を行ってください。到着した救急隊に、救命ボランティアでAED GO活動中の事故であることを教えてください。怪我の補償については、本市で加入している損害保険会社で対応いたします。

Q. 心肺蘇生法等の実施でストレスを感じた場合、どうすればいいですか？

A. ご相談は大津市消防局警防課救急高度化推進室までご連絡ください。

☎077-525-9903 mail otsu2363@city.otsu.lg.jp

大津市保健所の
ページ



～あなたの一歩が「命」を救います～

大津市消防局

お問い合わせ先
消防指令センター
077-522-0119